

平成 10 年 1 月 9 日
平成 11 年 5 月 11 日 (一部改正)
平成 13 年 1 月 29 日 (一部改正)
平成 15 年 7 月 24 日 (一部改正)
平成 21 年 7 月 8 日 (一部改正)
平成 25 年 7 月 26 日 (一部改正)
教育開発国際協力研究センター運営委員会

「国際教育協力論集」刊行規程

(目的及び名称)

第 1 広島大学教育開発国際協力研究センター (以下「センター」という。)における、国際教育協力に関する研究及び事業の成果を国内外の学界、援助実施機関等に広く公表し、国際協力事業の推進に資することを目的として、「国際教育協力論集」(Journal of International Cooperation in Education) (以下「論集」という。)を刊行する。

(編集委員会)

第 2 1 「論集」の編集は、編集委員会が行う。
2 編集委員会は、次に掲げる委員、15 人程度で組織する。
(1) センター教員 3 人 (2) 学内研究員 若干人 (3) 客員研究員 若干人
(4) 上記 (1) から (3) の職にあった者 若干人
(5) その他センター長が必要と認めた者 若干人
3 編集委員は、センター長が委嘱する。
4 編集委員長は、委員の互選により、センター長が委嘱する。
5 編集委員長の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

(「論集」掲載論文等の種類)

第 3 1 「論集」に掲載する論文等の分類は、以下のとおりとする。
(1) 総説 (2) 研究論文 (3) 研究ノート (4) 調査報告
2 投稿原稿の分類は、投稿者の申請を基に編集委員会が決定する。

(投稿資格)

第 4 1 「論集」の投稿資格者は次のいずれかに該当する者とする。
(1) センター運営委員会委員 (2) センター所属教員、研究員 (3) 客員研究員
(4) 学内研究員 (5) 上記 (1) から (4) の職にあった者
(6) その他編集委員会が認めた者
2 第 3 第 1 項第 2 号の投稿については、第 1 項第 1 号から 5 号の者の推薦があった場合に認める

(連名での投稿)

第 5 第 4 に定める投稿有資格者は、他の投稿有資格者との連名で投稿することができる。

(投稿件数)

第 6 第 3 第 1 項第 2 号については、原則として一人 1 篇とする。ただし、連名での投稿を含む場合は 2 篇までとする。

(査読)

第 7 第 3 第 1 項第 2 号への投稿に関しては、査読の上、採否を決定する。その方法については、編集委員会において定める。

(著作権)

- 第8 1 「論集」に掲載された論文等のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、センターに帰属する。
- 2 著作者自身が自分の論文の全部または一部を複製、翻訳、翻案などの形で二次的著作物として利用する場合、センターの許諾を必要としない。
- 3 第三者から、論文の複製、転載などに関する許諾の要請があり、著作者の合意を得た場合は、当該著作物の利用をセンターは許諾することがある。
- 4 センターが著作物を原作あるいは「論集」に掲載された型のまま電子的方式で複製した上で電子上にて公衆に提供することについて、著作者は許諾したものとする。

(刊行回数)

- 第9 「論集」の刊行は原則年2回とし、うち1回を日本語によるもの、他の1回を英語によるものとする。

(配布先)

- 第10 配布先は、国内外の大学・研究機関、国際協力関係機関等とし、編集委員会において定める。

(体裁)

- 第11 「論集」の体裁は、B5版とする。

(その他)

- 第12 執筆要領等その他の必要事項については、編集委員会において定める。